

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づく

入札・契約手続に関する実態調査の結果について

令和3年5月21日
国土交通省
総務省
財務省

国土交通省、総務省及び財務省においては、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（以下「入札契約適正化法」という。）に基づき、公共工事の発注者による入札契約の適正化の取組状況を調査しています。

今般、公共工事の各発注者に対して実施した令和2年度における取組の実施状況に関する調査結果を、別紙1及び別紙2のとおりとりまとめ、公表いたします。

別紙1：国・特殊法人等・地方公共団体（都道府県・指定都市・市区町村）の分類別による取組の実施状況

別紙2：各発注者別による取組の実施状況

※本紙における集計結果の割合については、端数処理の関係上、合計値が100%にならない場合があります。

※一部「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づく「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」についての取組状況も併せて調査しています。

〔調査対象となる公共工事の発注者〕

入札契約適正化法の適用対象となる以下の各発注者

国：19機関

特殊法人等：124法人

地方公共団体：47都道府県、20指定都市、1,721市区町村（指定都市を除く。）

〔調査対象時点〕

令和2年10月1日現在（工事発注実績等については、令和元年度の実績）

〔調査結果の概要〕

国・特殊法人等 2ページ参照 ※調査結果の概要の詳細版は別添1～3ページ参照

地方公共団体 3～4ページ参照 ※調査結果の概要の詳細版は別添4～7ページ参照

【国及び特殊法人等】

1. 一般競争入札の導入

平成 18 年度よりすべての機関・法人で導入済み。

2. 総合評価落札方式の導入

国においては、前回調査時(令和元年 11 月 1 日時点。以下同じ。)と同様に 17 機関(89.5%)で導入済み。特殊法人等においては、120 法人が(96.8%)が導入済み。

3. 低入札価格調査基準価格の算定式

平成 31 年 3 月中央公契連モデル又はそれ以上の水準の独自モデルを採用している機関・法人は、国においては 15 機関(78.9%)、特殊法人等においては 95 法人(76.6%)。

4. 適正な工期を確保するに当たって考慮している事項

「公共工事に従事する者の休日(週休 2 日に加え、祝日、年末年始及び夏季休暇)」を考慮している機関・法人は、国においては 15 機関(78.9%)、特殊法人等においては 65 法人(52.4%)。

5. 発注・施工時期の平準化を図るための取組

「債務負担行為の積極的な活用」により発注・施工時期の平準化を図っている機関・法人は、国においては 14 機関(73.7%)、特殊法人等においては 41 法人(33.1%)。

「柔軟な工期の設定」により発注・施工時期の平準化を図っている機関・法人は、国においては 12 機関(63.2%)、特殊法人等においては 44 法人(35.5%)。

「速やかな繰越手続」により発注・施工時期の平準化を図っている機関・法人は、国においては 16 機関(84.2%)、特殊法人等においては 73 法人(58.9%)。

「積算の前倒し」により発注・施工時期の平準化を図っている機関・法人は、国においては 14 機関(73.7%)、特殊法人等においては 78 法人(62.9%)。

「早期執行のための目標設定」により発注・施工時期の平準化を図っている機関・法人は、国においては 6 機関(31.6%)、特殊法人等においては 22 法人(17.7%)。

6. 建設キャリアアップシステムの利用推進策の導入等

建設キャリアアップシステムに係る利用推進策[※]の導入について、国は 4 機関(21.1%)が、特殊法人等は 6 法人(4.8%)が実施又は検討。

※義務化・活用推奨モデル工事、総合評価における企業評価、入札参加資格審査における評価

【地方公共団体】

1. 一般競争入札の導入

都道府県及び指定都市においては、すべての団体で導入済み。市区町村においては、1,421 団体（82.6%）から 1,426 団体（82.9%）に増加。

2. 総合評価落札方式の導入

都道府県及び指定都市においては、すべての団体で導入済み。市区町村においては、1,083 団体（62.9%）が導入済み。

3. ダンピング対策

都道府県及び指定都市においては、すべての団体が低入札価格調査制度又は最低制限価格制度を導入済み。市区町村においては、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度を導入している団体が 1,626 団体（94.5%）から 1,633 団体（94.9%）に増加。

4. 予定価格等の公表時期

予定価格等の事後公表（事前公表又は非公表との併用を含む。）を行っている団体は、都道府県においては 33 団体（70.2%）から 34 団体（72.3%）に増加。指定都市においては 16 団体（80.0%）で増減なし。市区町村においては 977 団体（56.8%）から 986 団体（57.3%）に増加。

5. 低入札価格調査基準価格の公表時期

低入札価格調査制度を導入している団体のうち、低入札価格調査基準価格の事後公表（事前公表又は非公表との併用を含む。）を行っている団体は、都道府県においては 43 団体（91.5%）から 44 団体（93.6%）に増加。指定都市においてはすべての団体で実施。市区町村においては 521 団体（68.4%）から 550 団体（69.4%）に増加。

6. 最低制限価格の公表時期

最低制限価格制度を導入している団体のうち、最低制限価格の事後公表（事前公表又は非公表との併用を含む。）を行っている団体は、都道府県においては 39 団体（88.6%）から 40 団体（90.9%）に増加。指定都市においては 19 団体（95.0%）で増減なし。市区町村においては 986 団体（65.3%）から 1,005 団体（66.1%）に増加。

7. 適正な工期を確保するに当たって考慮している事項

「公共工事に従事する者の休日（週休 2 日に加え、祝日、年末年始及び夏季休暇）」を考慮している団体は、都道府県においては 45 団体（95.7%）で増減なし。指定都市においては 17 団体（85.0%）から 19 団体（95.0%）に増加。市区町村においては 635 団体（36.9%）から 726 団体（42.2%）に増加。

8. 発注・施工時期の平準化を図るための取組

「債務負担行為の積極的な活用」により発注・施工時期の平準化を図っている団体は、都道府県及び指定都市においてはすべての団体が実施。市区町村においては498団体（28.9%）から763団体（44.3%）に増加。

「柔軟な工期の設定」により発注・施工時期の平準化を図っている団体、都道府県においては39団体（83.0%）から46団体（97.9%）に増加。指定都市においては15団体（75.0%）で増減なし。市区町村においては234団体（13.6%）から415団体（24.1%）に増加。

「速やかな繰越手続」により発注・施工時期の平準化を図っている団体は、都道府県においては39団体（83.0%）から46団体（97.9%）に増加。指定都市においては14団体（70.0%）から18団体（90.0%）に増加。市区町村においては590団体（34.3%）から1114団体（64.7%）に増加。

「積算の前倒し」により発注・施工時期の平準化を図っている団体は、都道府県においては31団体（66.0%）から43団体（91.5%）に増加。指定都市においては13団体（65.0%）から18団体（90.0%）に増加。市区町村においては551団体（32.0%）から938団体（54.5%）に増加。

「早期執行のための目標設定」により発注・施工時期の平準化を図っている団体、都道府県においては38団体（80.9%）から41団体（87.2%）に増加。指定都市においては11団体（55.0%）から15団体（75.0%）に増加。市区町村においては230団体（13.4%）から349団体（20.3%）に増加。

9. 建設キャリアアップシステムの利用推進策の導入等

建設キャリアアップシステムに係る利用推進策[※]の導入について、都道府県は35団体（74.5%）が、指定都市は8団体（40.0%）が、市区町村は72団体（4.2%）が実施又は検討。

※義務化・活用推奨モデル工事、総合評価における企業評価、入札参加資格審査における評価

【国及び特殊法人等の取組実施状況】

1. 一般競争入札の導入

国及び特殊法人等は、平成 18 年度よりすべての機関・法人で導入済み。

機関・団体	令和 2 年度調査			構成比		
	本格導入	試行導入	導入していない	本格導入	試行導入	導入していない
国	19	0	0	100.0%	0.0%	0.0%
特殊法人等	124	0	0	100.0%	0.0%	0.0%

2. 総合評価落札方式の導入

国は 17 機関（89.5%）で導入済み。

特殊法人等は、120 法人（96.8%）で導入済み。

機関・団体	令和 2 年度調査			構成比		
	本格導入	試行導入	導入していない	本格導入	試行導入	導入していない
国	19	1	2	100.0%	5.3%	10.5%
特殊法人等	124	4	4	100.0%	3.2%	3.2%

3. 低入札価格調査基準価格の算定式

国は 15 機関（78.9%）が平成 31 年 3 月に改正された中央公契連モデル又はそれ以上の水準の独自モデルを採用。特殊法人等は 95 法人（76.6%）が採用。

機関・団体	令和 2 年度調査				構成比			
	独自モデル (平成 31 年 4 月 中央公契連モデル 以上の水準)	平成 31 年 4 月 中央公契連モデル を採用	算定式非公表	左記以外	独自モデル (平成 31 年 4 月 中央公契連モデル 以上の水準)	平成 31 年 4 月 中央公契連モデル を採用	算定式非公表	左記以外
国	19	0	0	4	100.0%	0.0%	0.0%	21.1%
特殊法人等	124	1	0	28	100.0%	0.8%	0.0%	22.6%

※低入札価格調査制度を「導入している」と回答した機関・団体のみを調査

※複数回答

4. 適正な工期を確保するに当たって考慮している事項

国は 15 機関（78.9%）で「公共工事に従事する者の休日（週休 2 日に加え、祝日、年末年始及び夏季休暇）」を考慮。

特殊法人等は 65 法人（52.4%）で「公共工事に従事する者の休日（週休 2 日に加え、祝日、年末年始及び夏季休暇）」を考慮。

機関・団体	全機関・団体の数	令和 2 年度調査			
		公共工事に従事する者の休日 (週休 2 日に加え、祝日、年末 年始及び夏季休暇)	労務・資機材の調達、調査・測 量、現場事務所の設置等の準備 期間	工事完成後の自主検査、清掃等 を含む後片付け期間	降雨日、降雪・出水期等の作業 不能日数
国	19	15 (78.9%)	16 (84.2%)	14 (73.7%)	13 (68.4%)
特殊法人等	124	65 (52.4%)	87 (70.2%)	81 (65.3%)	37 (29.8%)

機関・団体	全機関・団体の数	令和 2 年度調査			
		工事着手前に発注者が対応すべ き事項がある場合の手續に要す る期間	当初の見込みより長い工期を要 した実績が多いと認められた場 合の当該工期の実績	特段考慮している事項はない	その他
国	19	12 (63.2%)	8 (42.1%)	0 (0.0%)	2 (10.5%)
特殊法人等	124	55 (44.4%)	33 (26.6%)	2 (1.6%)	20 (16.1%)

※複数回答

5. 発注・施工時期の平準化を図るための取組

国は14機関（73.7%）で「債務負担行為の積極的な活用」を実施。

特殊法人等は41法人（33.1%）で「債務負担行為の積極的な活用」を実施。

機関・団体	全機関・団体の数	令和2年度調査						
		(さ) 債務負担行為 の積極的な活用 (右記を1つでも活用している)	単独事業		補助金事業		交付金事業	
			債務負担行為 の活用	ゼロ債務負担 行為の活用	債務負担行為 の活用	ゼロ債務負担 行為の活用	債務負担行為 の活用	ゼロ債務負担 行為の活用
国	19	14	14	9	1	1	1	
特殊法人等	124	41	22	14	25	12	7	

機関・団体	全機関・団体の数	構成比						
		(さ) 債務負担行為 の積極的な活用 (右記を1つでも活用している)	単独事業		補助金事業		交付金事業	
			債務負担行為 の活用	ゼロ債務負担 行為の活用	債務負担行為 の活用	ゼロ債務負担 行為の活用	債務負担行為 の活用	ゼロ債務負担 行為の活用
国	19	73.7%	73.7%	47.4%	5.3%	5.3%	5.3%	
特殊法人等	124	33.1%	17.7%	11.3%	20.2%	9.7%	5.6%	

国は12機関（63.2%）で「柔軟な工期の設定」を実施。

特殊法人等は44法人（35.5%）で「柔軟な工期の設定」を実施。

機関・団体	全機関・団体の数	令和2年度調査			構成比				
		(し) 柔軟な 工期の設定 (右記を1つでも設定している)	余裕期間制度の活用			(し) 柔軟な 工期の設定 (右記を1つでも設定している)	余裕期間制度の活用		
			発注者指定方式 の活用	任意着手方式の 活用	フレックス方式 の活用		発注者指定方式 の活用	任意着手方式の 活用	フレックス方式 の活用
国	19	12	9	6	4	63.2%	47.4%	31.6%	21.1%
特殊法人等	124	44	38	14	7	35.5%	30.6%	11.3%	5.6%

国は16機関（84.2%）で「速やかな繰越手続」を実施。

特殊法人等は73法人（58.9%）で「速やかな繰越手続」を実施。

機関・団体	全機関・団体の数	令和2年度調査	
		(す) 速やかな 繰越手続	構成比 (す) 速やかな 繰越手続
国	19	16	84.2%
特殊法人等	124	73	58.9%

国は14機関（73.7%）で「積算の前倒し」を実施。

特殊法人等は78法人（62.9%）で「積算の前倒し」を実施。

機関・団体	全機関・団体の数	令和2年度調査	
		(せ) 積算の前倒し	構成比 (せ) 積算の前倒し
国	19	14	73.7%
特殊法人等	124	78	62.9%

国は6機関（31.6%）で「早期執行のための目標設定」を実施。

特殊法人等は22法人（17.7%）で「早期執行のための目標設定」を実施。

機関・団体	全機関・団体の数	令和2年度調査		
		(そ) 早期執行のための目標設定	(そ) 早期執行のための目標設定の公表	(そ) 発注見通しの統合
国	19	6 (31.6%)	3 (15.8%)	17 (89.5%)
特殊法人等	124	22 (17.7%)	11 (8.9%)	101 (81.5%)

6. 建設キャリアアップシステムの利用推進策の導入等

建設キャリアアップシステムに係る利用推進策の導入について、国は4機関（21.1%）が、特殊法人等は6法人（4.8%）が実施又は検討。

機関・団体	全機関・団体の数	令和2年度調査							
		義務化モデル工事の検討		義務化モデル工事の実施		活用推奨モデル工事の検討		活用推奨モデル工事の実施	
国	19	1	(5.3%)	1	(5.3%)	2	(10.5%)	1	(5.3%)
特殊法人等	124	1	(0.8%)	0	(0.0%)	2	(1.6%)	0	(0.0%)

機関・団体	全機関・団体の数	令和2年度調査							
		総合評価における企業評価の検討		総合評価における企業評価の実施		入札参加資格審査における評価の検討		入札参加資格審査における評価の実施	
国	19	1	(5.3%)	1	(5.3%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)
特殊法人等	124	3	(2.4%)	0	(0.0%)	1	(0.8%)	0	(0.0%)

【地方公共団体の取組実施状況】

1. 一般競争入札の導入

都道府県及び指定都市は、すべての団体に導入済み。

市区町村は1,426団体（82.9%）で導入済み。

機関・団体		令和2年度調査				構成比			
		本格導入	試行導入	導入していない		本格導入	試行導入	導入していない	
地方公共団体	都道府県	47	47	0	0	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%
	指定都市	20	20	0	0	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%
	市区町村	1,721	1,263	163	295	100.0%	73.4%	9.5%	17.1%

2. 総合評価落札方式の導入

都道府県及び指定都市は、すべての団体に導入済み。

市区町村は1,083団体（62.9%）で導入済み。

機関・団体		令和2年度調査				構成比			
		本格導入	試行導入	導入していない		本格導入	試行導入	導入していない	
地方公共団体	都道府県	47	36	11	0	100.0%	76.6%	23.4%	0.0%
	指定都市	20	15	5	0	100.0%	75.0%	25.0%	0.0%
	市区町村	1,721	366	717	638	100.0%	21.3%	41.7%	37.1%

3. ダンピング対策

都道府県及び指定都市は、すべての団体に低入札価格調査制度又は最低制限価格制度を導入済み。

市区町村は1,633団体（94.9%）で低入札価格調査制度又は最低制限価格制度を導入済み。

機関・団体		令和2年度調査				構成比					
		低入札価格調査制度のみ導入	最低制限価格制度のみ導入	左記2つを併用	導入していない		低入札価格調査制度のみ導入	最低制限価格制度のみ導入	左記2つを併用	導入していない	
地方公共団体	都道府県	47	3	0	44	0	100.0%	6.4%	0.0%	93.6%	0.0%
	指定都市	20	0	0	20	0	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%
	市区町村	1,721	113	841	679	88	100.0%	6.6%	48.9%	39.5%	5.1%

4. 予定価格の公表時期

都道府県は34団体（72.3%）、指定都市は16団体（80.0%）、市区町村は986団体（57.3%）で予定価格を事後に公表。

機関・団体		令和2年度調査							
		全案件事後公表	案件により事後公表及び事前公表を併用	原則事前公表、一部案件で事後公表	全案件事前公表	全案件非公表	原則非公表、一部案件で事後公表	原則非公表、一部案件で事前公表	
地方公共団体	都道府県	47	16	9	9	13	0	0	0
	指定都市	20	6	10	0	4	0	0	0
	市区町村	1,721	648	219	88	639	83	31	13

機関・団体		構成比							
		全案件事後公表	案件により事後公表及び事前公表を併用	原則事前公表、一部案件で事後公表	全案件事前公表	全案件非公表	原則非公表、一部案件で事後公表	原則非公表、一部案件で事前公表	
地方公共団体	都道府県	100.0%	34.0%	19.1%	19.1%	27.7%	0.0%	0.0%	0.0%
	指定都市	100.0%	30.0%	50.0%	0.0%	20.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	市区町村	100.0%	37.7%	12.7%	5.1%	37.1%	4.8%	1.8%	0.8%

5. 低入札価格調査基準価格の公表時期

都道府県は 44 団体（93.6%）、指定都市はすべての団体、市区町村は 550 団体（69.4%）で低入札価格調査基準価格を事後に公表。

機関・団体		令和2年度調査							
		全案件事後公表	案件により事後公表及び事前公表を併用	原則事前公表、一部案件で事後公表	全案件事前公表	全案件非公表	原則非公表、一部案件で事後公表	原則非公表、一部案件で事前公表	
地方公共団体	都道府県	47	43	0	0	2	1	1	0
	指定都市	20	20	0	0	0	0	0	0
	市区町村	792	530	10	3	46	195	7	1

機関・団体		構成比							
		全案件事後公表	案件により事後公表及び事前公表を併用	原則事前公表、一部案件で事後公表	全案件事前公表	全案件非公表	原則非公表、一部案件で事後公表	原則非公表、一部案件で事前公表	
地方公共団体	都道府県	100.0%	91.5%	0.0%	0.0%	4.3%	2.1%	2.1%	0.0%
	指定都市	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	市区町村	100.0%	66.9%	1.3%	0.4%	5.8%	24.6%	0.9%	0.1%

※低入札価格調査制度を「導入している」と回答した機関・団体のみを調査

6. 最低制限価格の公表時期

都道府県は 40 団体（90.9%）、指定都市は 19 団体（95.0%）、市区町村は 1,005 団体（66.1%）で最低制限価格を事後に公表。

機関・団体		令和2年度調査							
		全案件事後公表	案件により事後公表及び事前公表を併用	原則事前公表、一部案件で事後公表	全案件事前公表	全案件非公表	原則非公表、一部案件で事後公表	原則非公表、一部案件で事前公表	
地方公共団体	都道府県	44	39	1	0	2	2	0	0
	指定都市	20	19	0	0	1	0	0	0
	市区町村	1,520	951	23	8	133	378	23	4

機関・団体		構成比							
		全案件事後公表	案件により事後公表及び事前公表を併用	原則事前公表、一部案件で事後公表	全案件事前公表	全案件非公表	原則非公表、一部案件で事後公表	原則非公表、一部案件で事前公表	
地方公共団体	都道府県	100.0%	88.6%	2.3%	0.0%	4.5%	4.5%	0.0%	0.0%
	指定都市	100.0%	95.0%	0.0%	0.0%	5.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	市区町村	100.0%	62.6%	1.5%	0.5%	8.8%	24.9%	1.5%	0.3%

※最低制限価格制度を「導入している」と回答した地方公共団体のみを調査

7. 適正な工期を確保するに当たって考慮している事項

都道府県は 45 団体（95.7%）、指定都市は 19 団体（95.0%）、市区町村は 726 団体（42.2%）で「公共工事に従事する者の休日（週休 2 日に加え、祝日、年末年始及び夏季休暇）」を考慮。

機関・団体		全機関・団体の数	令和2年度調査			
			公共工事に従事する者の休日（週休 2 日に加え、祝日、年末年始及び夏季休暇）	労務・資機材の調達、調査・測量、現場事務所の設置等の準備期間	工事完成後の自主検査、清掃等を含む後片付け期間	降雨日、降雪・出水期等の作業不能日数
地方公共団体	都道府県	47	45 (95.7%)	45 (95.7%)	44 (93.6%)	44 (93.6%)
	指定都市	20	19 (95.0%)	20 (100.0%)	20 (100.0%)	20 (100.0%)
	市区町村	1,721	726 (42.2%)	882 (51.2%)	658 (38.2%)	839 (48.8%)

機関・団体		全機関・団体の数	令和2年度調査			
			工事着手前に発注者が対応すべき事項がある場合の手續に要する期間	当初の見込みより長い工期を要した実績が多いと認められた場合の当該工期の実績	特段考慮している事項はない	その他
地方公共団体	都道府県	47	27 (57.4%)	13 (27.7%)	3 (6.4%)	0 (0.0%)
	指定都市	20	20 (100.0%)	9 (45.0%)	1 (5.0%)	0 (0.0%)
	市区町村	1,721	521 (30.3%)	400 (23.2%)	56 (3.3%)	395 (23.0%)

※複数回答

8. 発注・施工時期の平準化を図るための取組等

都道府県及び指定都市は、すべての団体で「債務負担行為の積極的な活用」を実施。

市区町村は 767 団体（44.6%）で「債務負担行為の積極的な活用」を実施。

機関・団体	全機関・団体の数	令和2年度調査							
		(さ) 債務負担行為の積極的な活用 (右記を1つでも活用している)	単独事業		補助金事業		交付金事業		
			債務負担行為の活用	ゼロ債務負担行為の活用	債務負担行為の活用	ゼロ債務負担行為の活用	債務負担行為の活用	ゼロ債務負担行為の活用	
地方公共団体	都道府県	47	47	40	44	33	28	37	41
	指定都市	20	20	16	19	13	8	12	13
	市区町村	1,721	763	430	368	265	164	242	144

機関・団体	全機関・団体の数	構成比							
		(さ) 債務負担行為の積極的な活用 (右記を1つでも活用している)	単独事業		補助金事業		交付金事業		
			債務負担行為の活用	ゼロ債務負担行為の活用	債務負担行為の活用	ゼロ債務負担行為の活用	債務負担行為の活用	ゼロ債務負担行為の活用	
地方公共団体	都道府県	47	100.0%	85.1%	93.6%	70.2%	59.6%	78.7%	87.2%
	指定都市	20	100.0%	80.0%	95.0%	65.0%	40.0%	60.0%	65.0%
	市区町村	1,721	44.3%	25.0%	21.4%	15.4%	9.5%	14.1%	8.4%

都道府県は 46 団体（97.9%）、指定都市は 15 団体（75.0%）、市区町村は 418 団体（24.3%）で「柔軟な工期の設定」を実施。

機関・団体	全機関・団体の数	令和2年度調査			構成比					
		(し) 柔軟な工期の設定 (右記を1つでも設定している)	余裕期間制度の活用			(し) 柔軟な工期の設定 (右記を1つでも設定している)	余裕期間制度の活用			
			発注者指定方式の活用	任意着手方式の活用	フレックス方式の活用		発注者指定方式の活用	任意着手方式の活用	フレックス方式の活用	
地方公共団体	都道府県	47	46	24	38	15	97.9%	51.1%	80.9%	31.9%
	指定都市	20	15	9	6	4	75.0%	45.0%	30.0%	20.0%
	市区町村	1,721	415	292	118	49	24.1%	17.0%	6.9%	2.8%

都道府県は 46 団体（97.9%）、指定都市は 18 団体（90.0%）、市区町村は 1,119 団体（65.0%）で「速やかな繰越手続」を実施。

機関・団体	全機関・団体の数	令和2年度調査	構成比	(参考) 令和元年度調査	
		(す) 速やかな繰越手続	(す) 速やかな繰越手続	(す) 速やかな繰越手続	
地方公共団体	都道府県	47	46	97.9%	39
	指定都市	20	18	90.0%	14
	市区町村	1,721	1,114	64.7%	590

都道府県は 43 団体（91.5%）、指定都市は 18 団体（90.0%）、市区町村は 937 団体（54.4%）で「積算の前倒し」を実施。

機関・団体	全機関・団体の数	令和2年度調査	構成比	(参考) 令和元年度調査	
		(せ) 積算の前倒し	(せ) 積算の前倒し	(せ) 積算の前倒し	
国	19	14	73.7%	9	
特殊法人等	124	78	62.9%	61	
地方公共団体	都道府県	47	43	91.5%	31
	指定都市	20	18	90.0%	13
	市区町村	1,721	938	54.5%	551

都道府県は 41 団体（87.2%）、指定都市は 15 団体（75.0%）、市区町村は 349 団体（20.3%）で「早期執行のための目標設定」を実施。

機関・団体	全機関・団体の数	令和2年度調査						
		(そ) 早期執行のための目標設定	(そ) 早期執行のための目標設定の公表	(そ) 発注見通しの統合				
国	19	6	(31.6%)	3	(15.8%)	17	(89.5%)	
特殊法人等	124	22	(17.7%)	11	(8.9%)	101	(81.5%)	
地方公共団体	都道府県	47	41	(87.2%)	29	(61.7%)	47	(100.0%)
	指定都市	20	15	(75.0%)	11	(55.0%)	20	(100.0%)
	市区町村	1,721	349	(20.3%)	187	(10.9%)	1,527	(88.7%)

施工時期の平準化率（4～6月期の工事平均稼働件数を年度の工事平均稼働件数で除したもの。以下は各団体の単純平均値。）は、都道府県が0.77、指定都市が0.70、市区町村が0.55。

機関・団体		平準化率
地方公共団体	都道府県	0.77
	指定都市	0.70
	市区町村	0.55

9. 建設キャリアアップシステムの利用推進策の導入等

建設キャリアアップシステムに係る利用推進策の導入について、都道府県は35団体（74.5%）が、指定都市は8団体（40.0%）が、市区町村は72団体（4.2%）が実施又は検討。

機関・団体		全機関・団体の数	令和2年度調査							
			義務化モデル工事の検討		義務化モデル工事の実施		活用推奨モデル工事の検討		活用推奨モデル工事の実施	
地方公共団体	都道府県	47	5	(10.6%)	0	(0.0%)	10	(21.3%)	0	(0.0%)
	指定都市	20	1	(5.0%)	0	(0.0%)	2	(10.0%)	0	(0.0%)
	市区町村	1,721	5	(0.3%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)

機関・団体		全機関・団体の数	令和2年度調査							
			総合評価における企業評価の検討		総合評価における企業評価の実施		入札参加資格審査における評価の検討		入札参加資格審査における評価の実施	
地方公共団体	都道府県	47	18	(38.3%)	6	(12.8%)	11	(23.4%)	3	(6.4%)
	指定都市	20	4	(20.0%)	1	(5.0%)	3	(15.0%)	1	(5.0%)
	市区町村	1,721	33	(1.9%)	5	(0.3%)	37	(2.1%)	4	(0.2%)